

[事案 2021-64] 新契約無効請求

・令和4年1月2日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人に説明不足があったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年9月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と受領した満期保険金等との差額を返還してほしい。

- (1)平成12年に加入した申立外契約と同様に、満期保険金が払込保険料を上回る保険を希望し、募集人に対して、契約の目的は「資産形成と貯蓄」であると口頭および意向確認書で伝えたところ、募集人は「できますよ。」と言っていた。
- (2)契約時に、募集人から、満期保険金額が払込保険料を下回る事等について十分な説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、申込書の記載を確認のうえ署名押印している。また、契約後に保険証券を送付し、年に1回「ご契約内容のお知らせ」を送付しているが、苦情の申出はなかった。
- (2)申込書における設計書の受領等を確認する欄に押印があり、設計書には、満期保険金額とともに払込保険料総額も記載されている。募集人は、設計書を用いて説明をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足による契約の無効は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、申立人の意向を十分に聞き取り、本契約が意向に合致しているのかを確認する必要があったが、この確認が十分になされず、結果として申立人の意向に合致しない契約締結に至った疑いがある。